

令和6年度 ごみ減量・リサイクル推進説明会資料についての質疑応答

No	種別	質問・ご意見	回答
1	分別	ペットボトルや飲料缶に使用しているネット袋が劣化したり、紛失した場合、ネット袋は誰がもらいに行けばよいですか。	集積所を利用している方、どなたでも問題ありません。各地区行政センター、クリーンセンター、市役所(環境緑水課)でお渡しできます。
2	分別	飲料缶の処理で圧縮するときに、支障があるので潰さない方が良く聞きましたが、本当ですか。	潰さなくても問題ありませんが、飲料缶を完全に潰しすぎると、飲料缶を圧縮処理する時に支障がありますので、ネット袋に出来るだけたくさん入れるために潰す場合には、飲料缶の側面中央部分を軽く潰す程度でお願いします。
3	分別	プラスチックは、全部燃やしてしまうから、可燃物で出しても変わらないと聞いたことがあります、実際どのように処理しているのか教えてください。	汚れが簡単に取り除けないものや劣化したプラスチック類は焼却処理されますが、適切に分別されているプラスチックは焼却とは異なるガス化燃料や、プラスチックの原料に再生されます。 また、市の現在の焼却施設では、プラスチック類を多く焼却する設計になっていないため、プラスチック類の量が増えると焼却炉を痛めたり、排ガスを適正に排出するための薬品を多く使用したりするなど、維持管理上の支障となってしまいます。 国の動向もプラスチック資源循環推進法を定めてリサイクルの推進を進めております。施設の適切な維持管理、資源の有効利用の面からも今後も適切な分別にご理解ご協力をいただくようお願いします。
4	分別	アルミ缶のフタは「不燃ごみ」とのことですが、パッキンを外せば、飲料缶として出せますか。	収集した飲料缶の処理過程で、ボトル缶のフタなどが機械に詰まってしまったり処理に支障がでる恐れがあるため、パッキンの有無にかかわらず不燃ごみとして出してください。
5	分別	サラダオイルは多少すすいでも油は落ちないが燃えるごみで出して良いですか。	一緒に袋に入れる他のプラスチック類を汚さない状態にしていれば、ヌルヌルが残っていてもプラスチック類で出して頂いて大丈夫です。出来る限り資源の有効利用にご協力をお願いします。
6	分別	発泡スチロールの箱の捨て方を教えてください。	50cmを超えると粗大ごみ扱いとなりますが、50cm未満に小さくしてもらえば「プラスチックごみ」です。劣化や汚れが激しかったら、「可燃ごみ」となります。
7	分別	新聞紙を出すときにヒモではなくビニール袋に入れても良いですか。	ビニール袋は選別の段階で支障となるため、紙袋を利用していただくか、ビニールひもでしばって集積所に出してください。
8	キエーロ	キエーロで使用する土は専用の物じゃないといけないのですか。	畑の土やホームセンターで売っている黒土などで問題ありません。
9	集積所	説明会で使用していた、生ごみを入れるネットの水切り方法のちらしが良いと思ったので集積所に貼りたいのですが。	ご提案ありがとうございます。 今後、掲示用に作成したいと思います。
10	集積所	自治会未加入者や市県民税の滞納者は集積所の利用を断っているという話もありますが、市の見解を聞かせてもらえますか。	本市では、ごみ集積所の維持管理は、利用される皆様で行なっただいており、ごみ集積所の利用については自治会加入を条件にしておりません。 しかし、地域により、自治会が管理している集積所では自治会加入が条件になっていたりと、利用する方たちの中で利用料やごみ当番等のルールを決めて使用している地域もあると聞いております。 集積所は、利用者が管理し、常に清潔にしなければならないものとされています。自治会員、自治会未加入者に関わらず、集積所のルールや使用する集積所の維持管理方法については利用者の皆様で決めていただくとともに、集積所の利用に関することについては利用者間での解決をお願いしています。 また、集積所の利用に関して、納税義務などの条件はありません。
11	集積所	市は、自治会のもとに集積所が管理されていると考えていますか。	自治会の皆様に尽力いただいている地域があることは承知しておりますが、基本的に集積所は利用者の皆様で管理運営をしていただくものとなります。(問10も参照してください)

No	種別	質問・ご意見	回答
12	集積所	集積所が県道沿いにあり、分別されていないごみが捨てられます。近隣もそのような集積所が多いです。自分の所は、監視カメラを設置したら幾分良くなりました。何か改善の対策はないですか。	必要に応じて注意喚起の貼り紙をお渡しすることも出来ます。可能であれば県道から離れた民地に集積所を移動してもらうのも一つの方法です。
13	集積所	ボックスタイプではない集積所などラミネートを掲示できない場所はどうしたら良いですか。	もし民地であれば、貸主の承諾を得て、壁などに掲示いただく方法もあるかと思います。立て看板などもご検討ください。
14	集積所	紙の禁忌品の事例などが書いてある掲示物があると良いです。	ご提案ありがとうございます。今後、掲示用に作成したいと思います。
15	集積所	集積所におかれた誰のか分からないごみを持ち込む際は無料とのことですが、市はどう判断して、どのようにすれば良いですか。	事前にクリーンセンターに相談ください。置かれたものの状況などを確認させていただき不法投棄物と判断できれば、持ち込む方の情報を確認させていただき無料で受け入れいたします。
16	処理	プラスチックごみと不燃ごみの処理方法について教えてください。	プラスチック類は「ケミカルリサイクル」と呼ばれる方法で、ガスや製鉄に使うもの、さらには新たな原料に変えられています。また、不燃ごみは小さく砕いて、素材ごとに分別し、アルミは工業原料など、鉄は車の部品などに再利用されています。
17	推進員	推進員制度の由来と制度を導入した後に改善された点などがあれば教えてください。	推進員制度は、集積所などのごみ問題が発端で始まったわけではなく、平成3年の法改正により廃棄物処理法に位置づけられたことから、平成8年に市で要綱を定めて制度を導入したのが経緯です。制度を運用する中で、これまでペットボトルやプラスチック類の分別開始時や収集方法の変更があった際には、推進員の説明会を通して広く周知することができました。また、現在もペットボトルやプラスチック類はリサイクル業者から、飯能市は分別が良く、リサイクルしやすいと高評価を得ています。このように、説明会に出ていただいて知った話を地域の方と共有していただけることにも意義があると考えています。
18	不法投棄	不法投棄の対応の流れについて、マニュアルが欲しいです。	マニュアルは特にありませんが、説明会の資料をホームページにアップしますのでご活用して頂ければと思います。
19	その他	都内では、ごみを有料化し戸別回収が進んでいます。飯能市もいずれ必要ではないですか。予定はありますか。	埼玉県内の自治体については、有料化を実施している市町村はまだ少ない状況であり、近隣5市（飯能市、入間市、狭山市、所沢市、日高市）についても有料化・戸別収集を実施している市はありません。戸別収集については、市域の広さや収集コストの大幅な増額など様々な課題もあることから慎重な検討が必要となります。現時点で有料化・戸別収集の予定はありませんが、周辺自治体とも情報共有をしながら検討していきたいと考えています。
20	その他	乾電池を北海道まで運んでいると説明がありましたが、遠方で処理するのは費用がかかるのではないですか。	乾電池を適切に処理できる施設は全国的にもほとんどなく、埼玉県の自治体の多くが北海道の施設で処理している状況となっています。この件に限らず、ごみ処理には莫大な費用がかかるので、毎年国へも自治体の負担軽減を要望しています。
21	その他	利用している集積所で、ペットボトル・缶を入れる緑色のネットの古くなって使えなくなったものを縫い合わせてカラス除けネットとして再利用しています。	簡単にごみとして処分することなく、ごみの減量、リサイクルにご協力いただきありがとうございます。資源の有効利用としてすばらしい取り組みであり、良案として共有させていただきます。